

千葉県総合交通政策会議設置条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 23 日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 56 号

千葉県総合交通政策会議設置条例

(設置)

第 1 条 本市は、千葉県総合交通政策会議（以下「総合交通政策会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 総合交通政策会議は、本市の総合的な交通政策に関する事項を審議し、市長に助言し、及び提言する。

(組織)

第 3 条 総合交通政策会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、当該委員への任命があった日から所掌事務を終えるまでとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第 4 条 総合交通政策会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、総合交通政策会議を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 総合交通政策会議は、会長が招集する。

2 総合交通政策会議は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 総合交通政策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 総合交通政策会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、総合交通政策会議の運営に関し必要な事項は、会長が総合交通政策会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。